

新型コロナウイルス感染症対策に関する

『直方市 国 県等支援金申請サポートセンター』

開設期間延長のご案内

直方商工会議所では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業者向けの国・福岡県の給付金・協力金・支援金等をより多くの事業者の皆様確実に届けられるよう『サポートセンター』を開設しており、開設期間を下記の通り延長することといたしました。

行政の給付金や協力金等は多岐に亘りますが、どのような給付金等があるのか、何に該当するのか等の**ワン・ストップ**でご相談から**申請まで**常駐する**専門家が無料でサポート**いたしますので、ご利用頂きますようご案内いたします。

【直方市 国 県等支援金申請サポートセンター】

開設日

令和4年

6 / 6 (月)・**8** (水)・**15** (水)
17 (金)・**24** (金)

※午前10時～午後4時の開設となります。

サポート会場

直方商工会議所 3階 特設会場

対象者

直方市内で事業を営む方
直方市在住で他の地区で事業を営む方

ご相談は

①感染防止のため**お電話での完全予約制**と致します。

フリーダイヤル **0120-513-553**

にお電話いただき日時のご予約をお願い致します。

②**パソコン・スマートフォン**をお持ちの方は**ご持参下さい**。

③予約されたご相談当日に高熱や倦怠感など体調が優れない方は、
相談日の変更を承りますので、ご無理をなさらずご連絡をお願い致します。

④来所時には、直方商工会議所が別に定める「来所される方への対応」の
遵守をお願い致します。(ホームページに掲載)

申請サポートの対象となる事業者向け給付金については、裏面をご覧ください。

※今後、改訂される可能性がございます。

申請サポートの対象とする事業者向け給付金の一覧

国

< 令和3年度補正予算 >

コロナの影響で売上げが減少している事業所の皆様へ

事業復活支援金（概要）

○法人は上限 **最大 250 万円** を給付

○個人事業主は上限 **最大 50 万円** を給付

▼対象者：新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）

▼上限額：

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円	年間売上高 5億円
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

▼算出式：給付額 = (基準期間※1の売上高) - (対象月※2の売上高) × 5

※1「2018年11月～2019年3月」「2019年11月～2020年3月」「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間
(対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月(基準月)を含む期間であること)

※2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること)

▼申請方法：登録確認機関による事前確認の後、申請用のWEBページから申請いただけます。

▼申請期間：2022年1月31日(月)～6月17日(金)※

※ 申請期限が6月17日(金)まで延長されました。

申請に必要な「申請IDの発行」は5月31日(火)までですので、ご注意ください。

申請前に必要な「登録確認機関による事前確認」の実施は、6月14日(火)までです。

差額給付の申請期間 2022年6月1日(水)～6月30日(木)

事業復活支援金を受給した方のうち特定の要件を満たす一部の方が申請可能です。
対象となる可能性のある方はマイページ上に差額給付の申請ボタンが表示されます。

【対象要件】

- ① 2022年3月までに、売上高減少率▲30%以上50%未満で申請し、給付を受けたこと
- ② ①の対象月より後の月で、①の申請をした月から2022年3月までのいずれかの月の月間事業収入等が、基準月の月間事業収入等と比較して50%以上減少していること
- ③ ②の月間事業収入等の減少が、①の申請時点では予見されなかった新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、自らの事業判断によらないで生じたものであること など

※対象者や申請方法などの詳細は、事業復活支援金事務局HPをご確認ください。

事業復活支援金事務局HP: <https://jigyoun-fukkatsu.go.jp/>

お問い合わせ先：事業復活支援金事務局 相談窓口【申請者専用】TEL：0120-789-140

受付時間は8時30分～19時00分(土日、祝日を含む全日対応)

※今後、改訂される可能性があります。